

伊勢湾流域圏海洋ごみ対策推進広域計画（案）に対する意見の募集結果について

1 意見募集期間

令和5年11月22日（水）から令和5年12月21日（木）まで

2 意見の提出状況

提出人数 5名、提出件数 18件

○意見を提出いただいた方の内訳

（1）提出方法

方法	人数
電子メール	5
計	5

（2）居住地

市町村	人数
名古屋市	2
一宮市	2
蟹江町	1
計	5

（3）年齢

年齢	人数
30歳代	1
50歳代	1
60歳代	2
70歳代	1
計	5

（4）職業

職業	人数
会社員	3
N P O	1
無職	1
計	5

3 意見内容と県の考え方

番号	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方
1	第1章、第2章	<p>伊勢湾流域圏は長野県まで含む 4 県にまたがる流域圏であります、今回計画で長野県を除く 3 県での計画策定となりましたことについては早期の取組着手が重要であり、理解します。今後の展開として将来的に長野県とも協働できれば良いかと。</p> <p>そういった意味で、本来の意味での「伊勢湾流域圏」と今回計画策定対象とする「伊勢湾流域」について、第 1 章(あるいは第 2 章)で明確にしておいた方が良くと思います。具体的には P5 図 1-1、あるいは P7 図 2-1 に表を付け加える形で、岐阜県、愛知県、三重県、長野県、各県の伊勢湾流域面積(出来れば流域人口も)と合計を記載し、この内本計画の対象を網掛けするような表を添付いただけないでしょうか? P7 に記載されている流域面積 18,135km²、P9 に記載されている流域総人口 1,100 万人が長野県も含めたものなのかどうかもわかりづらくなっています。</p> <p>さらに言うと、三河湾は伊勢湾の一部だと理解していますが、これを全く別の海域だと認識している方々も多く、やはり P5 図 1-1、あるいは P7 図 2-1 において伊勢湾面積 2,300 km²(P8 記載数字)、内三河湾面積○○のような表があればと思います。</p>	<p>ご意見を踏まえ、第2章 P6 の図 2-1 に伊勢湾流域圏の流域面積等の表を、P4 の図 1-1 に伊勢湾の海域面積に関する説明を追加しました。</p>
2	第2章	<p>ここでは伊勢湾流域圏の現状が、自然ごみ・プラスチックごみについて述べられていますが、ほぼ回収不能なマイクロプラスチックの問題が触れていません。徐放性肥料カプセルや人工芝等々の問題が深刻化している現状について記載しておく必要があるのではないかと思います。だから発生源対策を進める必要があると示すために。(P29 で国の動向待ちとはありますが、現状として伝えるべきかと)</p>	<p>マイクロプラスチック問題の概況については、P1 において記載しておりますが、ご意見を踏まえ、P12 に漂着ごみ中のマイクロプラスチックの現状に関する記載を追加しました。</p>
3	第2章	<p>P23 において、「22 世紀奈佐の浜プロジェクト」の記載があるが、可能であれば、同プロジェクトの概要も示してはどうか。</p>	<p>ご意見を踏まえ、P23 に同プロジェクトとの連携・協力の取組事例の写真を追加しました。</p>

番号	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方
4	第3章、第4章	<p>広域での取組みを展開していくためには、行政・研究者・NPO・企業など様々なセクターがそれぞれの役割を担っていくことが重要であり、本編でもそのように表現されていますが、もう少し具体的に示された方が良いかという印象を持ちました(やや一般論的過ぎるかな)。</p> <p>P27「発生抑制対策」では、環境学習等啓発的な施策の記載となっていますが、マイクロプラスチックの深刻な状況を踏まえれば、この分野ではそれこそ企業や農協・漁協、流通分野でのセクターの取組が重要となってくるはずであり、この点を強調されたら如何でしょうか？</p>	<p>P27 に記載した基本方針に基づく対策は、P29 以降の第4章に記載しており、海洋ごみの効果的な発生抑制のためには、「1. 広域的な普及啓発の実施」とともに、実態把握調査の結果を踏まえ、プラスチック類等の特定のごみや素材・製品を対象とする対策を、関係事業者等に呼びかけることが必要と考えています。</p> <p>このため、P30 において「2. 特定のごみ等を対象とした流域圏での対策」を位置付けているところであり、ご意見を踏まえ、この点が明確となるよう P27 の基本方針(2)の本文を修正しました。</p>
5	第3章、第4章	<p>P28「多様な主体間の連携の確保」におきましては、多様な主体、その通りなのですが、海岸漂着ごみ問題や発生抑制対策推進においては、とりわけ NPO の役割が極めて重要となっており、例えば各地域での清掃活動の展開、全国的にこれら問題に取り組んでいる JEAN や全国川ごみネットワークなどは国・政府にもロビー活動まで展開しているのが現状であり、この点も踏み込んでもらえればより具体的になります。</p>	<p>ご意見のとおり、海洋ごみの問題に関しては、NPO を始めとする民間団体の役割が重要であり、地域の各主体の連携、共同のつなぎ手としても重要な役割を担うことが期待されます。このため、P32「3. その他主体の役割」に民間団体の果たす役割の重要性と期待される役割についての記載を追加しました。</p>

番号	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方
6	全般	<p>どちらも海域などに大きな影響を与える流木等自然物とプラスチックごみなのですが、これらの対策は異なる性格のものとして扱うべきかと考えています。自然物は伊勢湾流域圏内の「流域管理」に関わるものであり、物質循環として捉え必ずしもゼロにするものではない、ゼロには出来ないものです。人間にとって都合の良い流出を望んでいるのは、ある意味わがままでしょうか。私たちは健全な流域管理を目指すことで少しでも健全な伊勢湾が取戻せると認識すべきでしょう。森林管理、河川管理も含めて長期目標にせざるを得ないものと認識します。</p> <p>片やプラスチックごみについては、マイクロプラスチックの問題も含めてかなり短期に解決しなければならないものであり、目標は絶対ゼロとすべきなのですがこれからの流出を防ぐことしか出来ない悲惨な現状と認識します。</p> <p>以上の認識を基に、今回の広域計画をその入口にしたいと考えており、この策定に関わられた方々に深く感謝申し上げます。</p>	<p>ご意見は、今後の取組検討の参考とさせていただきます。</p>
7	第4章	<p>河川での、山間からの流木や灌木の流出調査をお願いしたいです。</p>	<p>P29 等に記載のとおり、三県で連携した調査・研究により、海洋ごみの発生源等に関する実態把握に努めることとしており、ご意見は、今後の取組検討の参考とさせていただきます。</p>
8	第4章	<p>山間部、河川部、海洋の漂着ゴミ・物に関する意見交換の場や共同フォーラムの場を設けていただけよう希望します。</p>	<p>P29,30 に記載のとおり、三県の県民を対象とした交流会の開催などの広域的な普及啓発の実施により、伊勢湾流域の内陸地域から沿岸地域までの各主体が一体となって海洋ごみ対策に取り組む意識の醸成を図ることとしており、ご意見は、今後の取組検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方
9	全般	<p>藤前干潟や新川右岸側の清掃活動しておりますが、近年、特に感じるのが新川右岸の河口部から 1km 辺りでは大勢の釣り人が来ます。釣り人らの置き土産：釣り糸や針が、新川右岸堤防の小段に多く残されています。ラムサール条約登録湿地の「藤前干潟」…特別鳥獣保護区エリアでは、釣りを遠慮してもらいたいと思います。</p> <p>→愛知県として釣り禁止の方向にしていきたい。</p>	<p>ご意見については、関係機関等と情報共有させていただきます。</p>
10	全般	<p>水田の肥料と使用されている徐放性肥料(愛知県商品名:ひとまきくん)を水田 1 反(1000 m²)当たり 60 kg 散布いたします。その内 15%が殻(PE 製)となりマイクロプラスチックとして藤前干潟、庄内川、新川に大量に流れ着いています。農家の労働を低減するのに有効な肥料ですが、間違いなく川や海を汚染しています。藤前海岸にて令和 4 年 11 月 14 日に実施した調査結果は、名古屋環境科学調査センターだより Vol.42 2022.10 発行『しらべるマイクロプラスチック』で報告されています。愛知県として徐放性肥料の代替品を一日も早い開発を望みます。</p>	<p>P1 に記載のとおり、マイクロプラスチックには、徐放性肥料の被覆殻粒子が含まれることは認識しております。この問題に関して、肥料の製造事業者や流通事業者が、2022 年に被膜殻の流出防止に向けた具体的な取組方針を示しており、代替技術の開発と普及によるプラスチック被膜に頼らない農業の実現を含む取組を進めることとしています。また、国(農林水産省)においても、生産現場における被膜殻の流出防止対策を重要な取組の一つと考え、被膜殻流出防止技術、被覆肥料の代替技術等の調査を行うための予算措置を行っているところです。</p> <p>このような動向等を踏まえた上で、ご意見は、今後の取組検討の参考とさせていただきます。</p>

番号	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方
11	全般	<p>ゴミを河川や海洋に放出する人が誰なのかを調べる必要があると考えます。</p> <p>発生原因を除かないと際限がないためです。</p> <p>ゴミ排出現場を特定し、取り締まり・罰則・犯人の公表・犯人への教育・を行うようにしてください。</p>	<p>ご意見のとおり、海洋ごみの発生抑制を図るためには、陸域や海域におけるごみ等の不法投棄・ポイ捨ての防止を図ることが重要です。ごみ等の不法投棄・ポイ捨てについては廃棄物処理法や海洋汚染防止法等に基づき規制されており、各地域において関係機関がそれぞれの権限に基づき、監視・指導を行っています。</p> <p>また、法に規制された行為に反した場合は、取締機関による捜査の対象になります。</p>
12	全般	<p>海洋ごみ対策に対して、ゴミが0(ゼロ)になるまで、(何十年でも)活動を継続していただきたい。</p>	<p>ご意見は、今後の取組検討の参考とさせていただきます。</p>
13	全般	<p>当然のことながら、ゴミを出す環境があるワケで、ゴミが発生しないような仕組みを早期に確立していただきたい。</p>	
14	全般	<p>ボランティア活動で海・川の清掃活動を行っていますが、市民・企業の力を、もっと活用する方法を提案したい。特に、地元の川は地元の力でキレイにしたい。</p>	
15	全般	<p>ペットボトルにもデポジット制度を導入し、ポイ捨てを防止できないでしょうか。レジ袋有料化のように、根本的に販売方法の見直しを行う必要があると思います。</p>	

番号	該当箇所	ご意見の概要	県の考え方
16	全般	三県が協力して実施している点は評価できますが、木曾川水系等を考慮すると、流木等の対策としては、長野県にも協力を求めるべきではないでしょうか。	本計画は、従来から伊勢湾総合対策協議会海岸漂着物検討会として、連携・協力してきた三県により策定するものですが、伊勢湾に流入する河川の集水域には、長野県も含まれているため、同県との連携は今後の検討課題と考えております。
17	全般	漁業および農業から排出されるゴミは、排出する側での責任と対策実施を明確にすべきだと思います。	廃棄物処理法では、事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理する責務を有することとされています。また、海岸漂着物処理推進法では、その事業活動に伴って海岸漂着物等が発生することのないように努めることとされています。ご意見は、今後の取組検討の参考とさせていただきます。
18	全般	精神論だけでは解決しないと思いますが、幼稚園～小学校等でも、地球環境に関する現状と対策に対する教育を行えば、数十年後に効果がでるかもしれません。	P29、30 に記載のとおり、本計画では、環境学習等を通じて伊勢湾流域圏の海洋ごみの現状を広く関係者に情報発信することで、海洋ごみ問題に関する意識の醸成を図るとともに、清掃活動等の具体的な活動への参加を促すこととしています。